

ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区
(内陸のフロンティアを拓く取組)

[指定：平成25年2月、認定：平成25年6月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.8 + 4.3) / 2 = 4.6$

4.6

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	防災・減災機能の充実・強化	90%	4
2	地域資源を活用した新しい産業の創出・集積	123%	5
3	新しいライフスタイルの実現の場の創出	156%	5
4	暮らしを支える基盤の整備	97%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 3 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 4.8$

4.8

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。

(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標4は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.3

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値 $(4.3+4.3+4.5)/3=4.4$

4.4

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置

(事項)

- ・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設

(概要)

- ・工業団地整備における市街化調整区域編入に向けた農林水産省との土地利用調整において、新たな調整スキームを構築されたことで、農地転用の事前調整が短期間で完了するなど、取組の具体化が飛躍的に進んだ。

(事項)

- ・地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和

(概要)

- ・平成26年4月1日付けで農業振興地域の整備に関する法律施行規則が一部改正され、農畜産物の加工・販売施設の設置については、現行法で可能となったため、施設用地の造成工事に速やかに着手した。

(事項)

- ・災害時、新エネルギーで発電した電力の供給先に関する規制緩和

(概要)

- ・木質バイオマス発電施設整備に関する電力の供給先について、関係機関等との調整や設備仕様等の基本計画の策定が迅速に進んでいる。

等

専門家による評価の平均値

4.3

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.3

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.5

III 総合評価

(専門家所見(主なもの))

4.3

- ・全般的に着実な進捗が見られる。特に、「総合特区事業」の他に「地域独自の取組」を設け、全体的に事業展開している点、また、地域独自の財政・金融上の支援措置が充実している点が評価できる。
- ・津波対策施設の整備、沿岸部の地域振興、港湾取扱貨物量については計画通り進捗していないので、取組のスピードアップ、あるいは新たな取組の追加が必要である。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.3

評価結果

I、II及びIIIを平均して算出 $(4.6+4.4+4.3)/3=4.4$

4.4

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。